

# 院政期における中央軍制について

安田元久

## 一 問題の所在と「中央軍」の意味

この小論で取扱いたいのは、統一的国家において、その政治権力がもつべき抑圧 $\parallel$ 暴力機構としての軍制のうち、とくに中央軍事力の問題であるが、それも、いわゆる中世国家の成立の前提ともいふべき院政時代に限定し、院政権を一応の集権国家的統一権力と認めた上で、その中央軍的機能に視点を置いた考察である。

いわゆる院政と呼ばれる政治形態のもとにあって、日本の国家権力が如何なる軍事機構をもったかが、問題提起の出発点となるが、その場合に、とくに国家権力の最重要な基礎となるべき中央軍事力は如何なるものであり、その軍事力は如何に構成されたか、またさらにその中央軍制は、国家権力の発展の過程にあって、どのような性格を持ち得たのであろうか、という諸

点の問題となる。すなわち院政がはじまった十一世紀中期以降、その中央軍制と称すべきものが存在したか否か、また存在したならばそれは如何なる形態で存在し得たのか、さらに、如何なる時点でその中央軍体制が確立しているか、これらの疑問に対する解答を導き出したいと思うのである。

また平氏政権による武断的専制政治、さらに鎌倉政権における「兵馬の権」の掌握者による武家政治、これらは巨視的に見れば一つの軍事的国家 $\parallel$ 軍政権と規定し得るが、これらの軍事的国家体制が、院政期の軍事体制の中で、如何なる形態で準備されていたか、という点も重要であらう。

しかもこれらの問題は、院政という貴族政治の一形態のもとで、そこに存在した国家権力の性格規定の問題とも関連する。すなわち院政期の国家形態あるいは政治権力を如何なるものとして捉えるか、それが古代的統一国家の一変形であるのか、または初期的な封建体制への移行形態であるのか、はたまた、こ

の時代にこそ、日本における全国的かつ徹底的な統一国家、貴族階級による中央集権的統一国家の完成を見るべきではないか、などの疑問の解決に至るところの一道程とも考えられるのである。

ところで、政治権力が標準したところの軍事制度、すなわち国家軍制の問題については、かつて戸田芳夷氏が新しい研究視角を提示されて以来、今日まで多くの研究が発表されてきたのであるが、<sup>(1)</sup>上述の如く、いまだ一種の模索・試論の域にあって、軍制一般についての総括的定説を生み出すには至っていない。そしてこの小論もまた、この問題を中央軍的機能に限って、一つの試論を提出するにすぎないのである。なお軍事制度を考える際に、中央軍制のみならず、地方軍制の問題もまた重要であるが、ここでは院政期における地方軍の問題は一応除外して置きたい。

それでは、私に言う中央軍制とは何か。いわゆる中央軍の意味を明確にして置かねばならない。この場合、私はまず軍事制度と警察・検察制度とを一応分離して考えたい。勿論、実際の力（武力）の発動の場面では、軍事と警察とは密接にながるのではあるが、両者は機能的には一応別個のものである。そしてこの軍事力の中で、支配権力者が所在する枢要の地、すなわち中央の首都に常置されるのが中央軍に他ならない。この中央における軍事制度には、これを大別すると、①政治権力

者、あるいは中央政府の構成員集団を直接に守護することを任務とするところの親衛軍と、②首都における治安維持を職能とし、時としては首都の直接的防衛に任ずる警察軍あるいは首都防衛軍、そして③中央の政治権力を、それに反抗する反政権の力に対して防禦すべき軍事力、すなわち狭義の中央軍とが存在し得るものと考ええる。この区別は、あくまでも軍事警察力を、その機能に即して分類したものであるから、実際には一つの武力集団あるいは武力保持者が二つ以上の役割を果す場合もあり得る。日本の古代国家、とくに律令体制下における中央軍事力の場合、①及び②はほとんど区別し難く、しかもこの軍事制度は、上述の警察制度と密接につながっていた事実も否定し得ない。そして③の中央軍とは、若し地方に叛乱が生じた場合、これを鎮圧すべく遠征に任ずるものであって、これこそが真の意味での中央軍であらうし、ここに考察の対象とせんとするものも、この機能をもつ武力集団に他ならない。更にいえば白河・鳥羽院政の時代すなわち前期院政期に、かかる意味での中央軍が存在したか否かを、それに先行する時代の軍制の存在形態を踏まえた上で考察したいと思うのである。

しかし、この軍制上における区分を、より具体的に追求するとき、そこには種々の問題があり、この区分を前提とすること自体にも疑問の余地が残る。そこで、あらかじめ次の如く問題の所在を明らかにした上で具体的内容に入らねばならない。

まず第一に、一般論として、統一国家における軍制は必ず中央軍と地方軍という形態を以て整備されるのであろうか。とくに親衛軍と呼ぶべき存在と、この中央軍とは、どこに相異があり、如何に区別すべきかの問題がある。これは日本ばかりでなく、中世期における近隣諸国、例えば高麗などの場合と比較して考察する必要もあるであらう。<sup>(3)</sup>

第二に政治権力者が国家の統一の上に君臨するとき、必ず親衛軍をもつてあろうか、統一国家の支配者として、そのみで十分であらうか。とくに古代末期の日本で、その実情はどうであつたかという点が必ずしも明らかではない。

第三に、若し中央軍・地方軍の体制が統一国家に必要なものであるならば、古代末期の日本にその体制が整備されていないと判断されるべき、それははたして統一国家の名に値するであらうか。律令体制下の衛府の制は、変貌を示しながらも存続して来ている。しかしこの衛府の制は本質的には親衛軍の制である。そして検非違使の制も充分にその機能をもち統括していたが、これは首都警察の制にはかならないであらう。

第四に、それならば中央軍とは一体何であらうか。院政期の日本の支配権力が如何なる形態でこれを保持したのであろうか。ここでいう中央軍とは少くとも地方の反乱鎮圧への出動を一つの機能としていなければならぬが、そうした機能をもつ中央軍、すなわち公的な武力集団で常時は都にいながら、集団とし

て地方の反乱鎮圧に出動するといった形態の軍事力が院政期に存在したか。たとえ恒常的に設置されたものでなくとも、その機能を有する中央軍の存在が認められるであらうか。

以上の如き問題を提示しつつ、次に具体的な考察に入りたいと思う。

## 二 十世紀における中央軍事力

律令制によって諸國に設置された軍団が、八世紀末に廃止されたことは周知のところである。この軍団制の消滅は、中央政府が軍団を必要としないと判断したからではなく、公民<sup>II</sup>班田農民体制が弛緩し、事実上、軍団制を維持し得なくなった結果に他ならない。そしてこれに代って延暦十一年に成立した健児制は、要するに農民皆兵制を選抜制に移行せしめたものであつたが、この制もやがて消滅する。こうして九世紀後半から十世紀はじめの段階では、国家が自らの手で人民を直接に軍事的に編成し得なくなり、軍事力の編成を国司に委ねるに至つたこと、すでに諸説の一致するところである。すなわち、いわゆる「諸國兵士」という地方軍に治安維持の機能を担当させるという状態が生まれるが、これは中央政府による直接的な地方掌握力が弱まったことを意味するであらう。なお十世紀以後、国家による武器の管理も弛緩したものと思われる。

しかしこうした状況下で中央政権の存立の基礎となる武力、その政権を守るべき軍事力は全く存在しなかったのか。すなわち中央軍としての機能をもつ軍事力体制は成立していなかったか。この点について考察しなければならぬ。そこで十世紀以後、前期院政時代を含めて、約十三世紀の間の中央軍機能の在り方について、時代を便宜的に大まかに一世紀ごとに分けて考えて見たい。

まず十世紀段階についていえば、いわゆる親衛軍としての六衛府、そして警察及び首都防衛の制として檢非違使の制が存続していたことは勿論である。しかし上述の狭義の中央軍の機能をもつ武力は、如何に構成・組織されたのであろうか。ここで地方の叛乱や凶徒の蜂起を鎮定するために出動する場合の具体例について若干の史料を掲げ、そこに見られる特徴を指摘しよう。

〔史料一〕(史料は便宜上、年代順に配列する)

a 『扶桑略記』 廿五 襄書 承平四年七月廿六日条(九三四年)

兵庫允在原相安、率諸家兵士并武藏兵士等、発向追捕海賊之所、

b 『扶桑略記』 承平六年夏六月条(九三六年)

南海道賊船、千余艘、浮於海上、強取官物、殺害人命、仍上下往来人物不通、勅以從四位下紀朝臣淑仁、補賊地伊与

国大介、令兼行海賊追捕事、賊徒聞其寬仁泛愛之状、二千五百余人悔過就刑、魁師小野氏寬、紀秋茂、津時成等、合卅余人、束手進交名、

c 『日本紀略』 天慶三年八月廿二日条(九四〇年)

賜勅符於近江国、应徵發兵士百人、為討阿波国也、

『日本紀略』 天慶三年八月廿七日条

給勅符於国々、召兵師、又祈諸社、定所々警固使等、

d 『扶桑略記』 天德四年十月二日条(九六〇年)

右大将藤原朝臣奏云、近日人々曰故平將門男入京事、勅右衛門督朝忠朝臣、仰檢非違使令搜求、又令延光仰滿仲、義忠春実等、同令伺求者、

e 『本朝世紀』 正曆五年三月六日条(九九四年)

中納言藤原顯光脚參著左仗座、召大外記致貴朝臣仰云、京中并国々盗人搜例文進者、致貴朝臣奉仰還局、進件例文、仍如旧被行已了、別召武者源滿正朝臣、平維將朝臣、源頼親朝臣、同頼信等、差遣出、又六衛府屬寮各相分遣左右京、

f 『權記』 長徳四年十二月廿六日条(九九八年)

左大臣於陣被定申雜事之中、伊勢国維衡致頼等合戰事、可召国司重可遣召維衡致頼之由宣下、即仰国平朝臣以左右衛門番長堪事之者可為使之由、

右の史料の中、まずa及びbの『扶桑略記』の記事は、とも

に海賊追捕に関することであり、それぞれ在原相安と紀淑仁が追捕使に任命されたことを示す。そしてbの場合の紀淑仁は、同時に伊予国司に補任されていることに注意したい。またaの場合に追捕のための武力として、「諸国兵士」・「武蔵兵士」が宛てられている。この「武蔵兵士」がどのようにして徴集されたかは、史料cと考え合わせれば、おのずから明らかであろう。

すなわち、cの『日本紀略』天慶三年八月廿二日条は、阿波国を討伐するための武力として近江国から兵士を徴発したことを示し、また同年同月廿七日条は、廿二日条とともに、兵士徴発の際に夫々の国に対して勅符を下した事実を明らかにしている。

このa・b・cを総合して考えると、海賊追捕には、まず追捕使を任命し、ときにはこの追捕使に国司を兼任させ、その武力としては差遣の国とは関係なく、一定の国から徴発した「諸国兵士」と、「諸家兵士」とを動員したものとしなければならぬ。

次にd及びeの記事は、京中及び京周辺における特別の警備に関するものである。この目的のために檢非違使が用いられることは当然であるが、それ以外に、(d)源満仲以下三名、(e)源満正ら四名の武者が「別に召されて」任務を与えられている。これは中央における武力として、「都の武者」が援用されている形態といえよう。

なお、この程度の犯人搜索などには六衛府や馬寮の官人も動員されたこと、eの記事により明らかであるが、fの場合も犯罪人の召致のために衛門府の番長の中で、「堪事之者」が使者となっている。このfの史料は伊勢国における長徳の鬪乱に関するものであるが、鬪乱の当事者たる維衡・致頼は、ともに当時武力において高名な人物であるから、彼等を召し上ぐべき任務は、かなりの武力を持つ者でなければ容易に達成できぬ筈である。番長程度の下級官人の中に、そのような「堪事之者」が居たとすれば、その実質は有力な「都の武者」にほかならなかつたのではなからうか。このことは推定の域を出ないが、何れにせよ十世紀末期に、その本来の親衛軍・警察軍としての官職に属するものの他に、在京の有力者すなわち「都の武者」の武力―軍事力が徴用されていた事実を認め得るのである。

なおこの世紀の中期には平将門の乱という大事件が起っている。この内乱の終熄は、同族の平貞盛及び下野国押領使藤原秀郷の手によって果されたが、ここに戦鬪を繰りひろげた武力は将門側も、貞盛・秀郷側も、私的な結合原理による伴類・従類のほか、諸国から徴集した兵士の集団であった。しかし朝廷の側に立って、将門の叛乱を鎮めた武力は、国司・押領使などの本来の職権に基いて徴募されたもの、すなわち律令国家の権力と機能の中にある軍制原理に則って結集されたという側面もあるが、その実質は、地方豪族軍ともいふべき武力集団であった。

従つてこの乱は、中央政府の命令権の下にある地方軍によつて平定されたと見てよいであらう。また貞盛・秀郷らが行動を起すより前に、中央からも征討の武力を組織してこの大規模な地方叛乱の鎮定に当らんとする動きもあつた。すなわち天慶三年初頭における東海・東山両道の追捕使の補任や、征東大將軍藤原忠文の任命である。これらは単に形式的なものではなく、一応の内容を持つものと思われるが、この場合の武力の動員には、律令的政治機構における原理が働いているものと認めねばならない。征夷大將軍が任命され、また副將軍・軍監・軍曹等の任命もあつたが、この征東大將軍は、多数の私兵を率いて京都を發するのでもなく、また中央に常置された武力集団を動員するのでもない。彼はその使命に伴う権限によつて諸国の兵士を徵募して、兵力を組織するという性質のものであつた。

以上、十世紀における支配権力の軍事体制を見て来たが、これを総括するに、この時期にはいわゆる中央軍的組織は充分に成立していなかったものと判断せざるを得ない。

### 三 忠常の乱及び前九年役の軍事力

次に十一世紀における中央政府の軍事体制の検討に移るが、この時代には二つの大規模な追討ないし鎮定、すなわち平忠常の乱と、前九年・後三年の役があつたので、主としてこれらの

擾乱に際しての武力行為及び武力構成について考察したい。先ず關係史料を掲げる。

#### 〔史料一〕

a 1 『左經記』 長元元年六月廿一日条（一〇二八年）

左仗定奏居住下野平忠経等可追討人々、上達部申伊勢前守頼信朝臣堪事之由、而仰以右衛門尉平朝臣直方、志中原成道等共檢非遣使、可遣之由、右大弁奉勅伝宣、則仰史云々、

a 2 『左經記』 長元元年八月五日条

戊刻追捕平忠経之使右衛門尉平朝臣直方、志成道等進發云々、

a 3 『左經記』 長元七年十月廿四日（一〇三四年）

上総守辰重来向、語云、忠常追討之後、坂東之間敢無公事、对捍輩、但被追討之後多以損亡之中、当国依為忠常住国、為使直方并諸国兵士等、三箇年被調三人物一塵不遺、

b 1 『小右記』 長元元年七月十日条（一〇二八年）

早朝維時朝臣持来追討使申請申文、

b 2 『小右記』 長元元年八月五日条（一〇二八年）

亥時追討忠常之使首途、返閑陰陽頭文高朝臣者、是隨身信武所申、罷彼出立所見之者、亦見物車有数云々、午時出立、由云々、見物上下馳馬飛車、会集如雲、臨暗少々分散云々、

c 1 『日本紀略』 長元元年六月廿一日条（一〇二八年）

（奥登）右大臣以下著仗座、定申下総国住人前上総介平忠常等事、

即遣檢非違使右衛門少尉平直方、少志中原成道等、征討之、  
給官府等於東海、東山道、

c 2 『日本紀略』 長元元年八月五日条（一〇二八年）

今日右衛門少尉平朝臣直方、同少志中原成道、発向下総國、  
隨兵二百余人、追討前上総介平忠常、

c 3 『日本紀略』 長元三年九月二日（一〇三二年）

仰甲斐守源頼信、并坂東諸國司等、可追討平忠常之状、依  
右衛門尉平直方無勲功、召還之、

以上の史料は、忠常の乱に関する史料で、aは『左経記』、  
bは『中右記』そしてcは『日本紀略』の記事であるが、編纂  
物たるcよりも、a及びbの記事が史料的信憑性において勝る  
ことは言うまでもない。しかし『日本紀略』のこの引用部分の  
記事内容については、一般に疑問の無いところとされているの  
で、a・b・cそれぞれの史料を照合し合うことによって、充  
分にこの時代の軍事力の実態を知ることが出来ると思う。なお  
この十一世紀段階で、親衛軍・首都警察軍の組織は、前時代と  
余り変化はなかった。そこでここでは、狭義の中央軍としての  
機能を果したものは如何、忠常の追討に動員された武力は如何  
なる性格のものであったか、などの問題を前掲の史料の中から  
探り出して見よう。

まずa1により、朝廷において追討使の選定が行われ、長元  
元年六年廿一日に右衛門尉平直方と中原成道がこれに任らせれ

たことは明らかであろう。ところが『左経記』では追討使（a  
1）と追捕使（a2）の混用が見られ、また平直方・中原成道  
がともに檢非違使（本来的職務から見れば警察的機能）であつ  
た事実には若干の注意を要する。すなわち、一般の犯人追捕な  
らば、それが地方の場合でも、檢非違使の発遣は当時の通例で  
あり、またそれならば、地方叛乱の鎮定を主目的とする中央軍  
的機能の発現と見ることが不都合であるからである。

しかし歴史事実として、東國を舞台とする忠常の乱はそのよ  
うな小規模な犯人追捕事件ではなかった。中央政府としても、  
始めから事の重大性を認識していたと思われる。従って、ここ  
はやはり追討使でなければならず、史料bの『中右記』の記事  
に「追討使」、「追討忠常之使」とあることもその傍証となるで  
あろう。平直方・中原成道は檢非違使としての職能とは関係な  
く追討使に選任されたものと考えるべきである。そしてこの追  
討使が八月五日に進発したことは、史料a2・b2・c2によ  
り明らかである。

次にこの追討軍の構成について考えると、まずa3に見える  
通り、追討使に諸國兵士が付加されており、またc1によれば  
官符を東海・東山両道に発給したことが分る。おそらくは東  
海・東山両道の諸國から兵士を徵募し、追討軍の武力としたの  
であろう。このことは上述の十世紀の頃の例と同一である。し  
かしこの長元元年の追討使の場合に注目すべきことは、c2に

見える如く、平直方が随兵二百余人を率いて発向した事実と、b2にこの追討使の軍勢「武力集団の首途に際し、「見物車有数」、「見物上下馳馬飛車、会集如雲」という状況が述べられていることである。この随兵二百余人とは直方が直率したものであろうし、追討軍の兵力として東海・東山道諸国から徴集された「諸国兵士」とは別の武力集団であらう。またこの集団が、「諸家兵士」の範疇に属さないこともたしかである。その構成と性格については明瞭ではないが、古代貴族の軍事力としての「諸家兵士」と見た場合、すなわち中級貴族の一人としての平直方が資人を持ち得たとしても、その数は僅少で、到底これだけの数を率いる筈はない。また京都にまで諸国兵士を徴集した上で、これを集団として引率したということも考えられない。やはりこの武力集団は常時都に存置され、直方の武威によって組織することが可能であった兵力であったと考えられる。すなわち直方の私的な武力集団であらう。既にこの時代の有力な「都武者」は、こうした武力を準備することができたのではなかろうか。そして京都の人々は、そうした新奇な武力集団、そして新しい時代の先駆的な存在を、驚異の眼でながめ、競ってこれを見物したものと思う。

さてこうして追討使直方は、私的武力集団を率い、それに「諸国兵士」を加えた軍勢「兵力を以て現地に赴いたが、追討の実をあげることなく、長元三年九月に源頼信と交替させられた

(c3)。この時、あらためて甲斐守源頼信及び坂東諸国の国司に、忠常追討が命ぜられたのである。この直方から頼信への変更は何を意味するであらうか。勿論、直方が追討の実をあげられなかったからであるが、直方も頼信も、ともに当時有数の「都武者」であるから、追討の成否は、単に両者の力量の差と見ることもできよう。しかし甲斐守たる頼信ならびに坂東諸国司が改めて追討を命ぜられたことに注意すべきではなかろうか。すなわち、関東を舞台とするこの叛乱の鎮定には、前時代から引続いて慣例化していたところの、追討使任命・諸国兵士徴募という討伐軍形式に直方の私的武力を加えたところの軍事力よりも、甲斐守頼信以下近隣国司の組織する軍事力、すなわち国司軍(国司個人の私兵を含む)と地方豪族軍との協力体制による軍事力が、より有効なものとして重視されたのである。この時代には、いわゆる中央軍の組織化は未熟で、辺境の叛乱には、武的力量をもつ国司「受領の組織する地方軍の動員が必要であったのである。但し重要なことは、この場合に追討使に任命されるのは、受領とはいえ武的器量を有するところの、源頼信に代表される如き中央軍事貴族、換言すれば「都の武者」の最有力者でなければならぬという事実である。中央政府はかかる軍事的中級貴族を、当該国の国司に任命するとともに追討使を兼任させるという方法をとったのであった。

このことは、十一世紀半ばに勃発した前九年の役における軍



事政策にも明瞭にあらわれる。奥州の安倍氏の叛乱に対して、中央政府はその鎮圧のための將軍派遣を実施するが、その任に選ばれたのは、先の忠常の乱で武名を揚げた頼信の嫡子で、当時すでに東国地方に武威をひげろっていた源頼義である。政府は彼を鎮守府將軍兼陸奥守に任ずることによって、擾乱を鎮定せんとしたが、その軍事力の形態を見れば、陸奥守頼義の組織する国司軍と、陸奥及び隣接諸国の地方豪族軍の合体協力を鎮守府將軍の指揮下に実現せんとするものであった。

この兵乱の記録は『陸奥話記』のほか殆んど見られないし、この記録そのものもその信憑性に若干の疑点はあるが、しかし現在これによって、我々は頼義軍の実態をある程度解明することが出来る。そこでまず頼義の軍を構成する武士たちが如何なる性格のものかを考えるため、次に『陸奥話記』の中からこれに関連するものを抄出して置く。

〔史料三〕（『陸奥話記』）

- a 將軍弥順、大發軍兵、坂東猛士雲集雨來、步騎數万、輻人戰具重疊蔽野、国内震懼、莫不響應、
  - b 是時官軍中有散位佐伯經範者、相模國人也、將軍厚遇之、
  - c 「將軍之親兵」 藤原景通、同景季、散位和氣致輔、紀為清、
  - d 「將軍腹心」 藤原茂頼、
- 因效召三五陣軍士、平真平、菅原行基、源真清、刑部千

富、大原信助、清原貞廉、藤原兼成、橘孝忠、源親季、藤原朝臣時経、丸子宿弥弘政、藤原光貞、佐伯元方、平経貞、紀季武、安部師方等、合加攻之、皆是將軍麾下坂東精兵也、入万死忘一生、

e 同年十二月国解日、諸国兵糧兵士、雖有徵發之名、無到來之実、当国人民悉越他国、不從兵役、(中略)云々、(中略) 諸国軍兵兵糧亦以不来、

この〔史料三〕のeによれば、この兵乱鎮定に際しても諸国から兵士及び兵糧を徵發したことは確かである。しかし実際には、諸国軍兵兵糧が到来しなかった。そこで將軍頼義の率いた軍兵には、おのずから地域的限定と質的限定が加えられたこととなる。軍兵の地域的限定とは、「坂東猛士」、「坂東精兵」(c及びd)とあるごとく、東国、とくに関東の在地武士(あるいは豪族軍)に限られたということである。史料bの佐伯経範が相模國人であり、また史料cに見える藤原景通・同景季らも、恐らくは相模国の武士である。かつて相模守であった頼義と、この国の在地武士と年来の主従的關係や門客的關係があったことは容易に想像される。

またこの戦いでは出羽の豪族清原氏が頼義に協力し、その兵力の大きさから言えば、頼義直属軍よりはるかに勝れていたが、ここでは中央から發遣された政府軍の主体としての頼義軍に限って、その構成を見ると、まず史料dの「五陣軍士」たる

「將軍麾下」と史料cの「將軍之親兵」・「將軍腹心」に注意した。い。「將軍之親兵」といわれる藤原景通以下は、將軍の親衛隊であり、おそらくは私的主従関係の下に置かれたものである。そして彼等の中で特別に頼義に近待したものが「將軍腹心」たる藤原茂頼であったと見て誤りない。しかしこれらの親兵のすべてが常時、頼義の側近に居た郎等であったとは断定できない。中には軍事行動を必要とするとき、膝下に馳参する東国地方の在地武士があつたとも考えられる。次に「將軍麾下」たる坂東精兵であるが、これは、bの佐伯経範の如く相模國人であり、頼義が日頃からこれを厚遇していたという門客的立場のもの、従つて戦時において頼義との私的関係によつて従軍した者と、頼義が鎮守府將軍として、また追討の官符を賜つた立場から、参加を呼びかけて徴集した東国武士とがあつたと思う。またこの二つの性格を両面に兼ね備えた関係から將軍の麾下に集つた場合もあつたであらう。史料dに見える人々の出自などの詳細が分ればより正確な結論も出せると見られるが、その作業は容易でなく、今のところ殆んど不明のままに保留せざるを得ないのは残念である。

ともあれ、將軍頼義が組織した軍兵は、中心に私的関係の強い郎等的存在によつて構成される「親兵」があり、その周縁部には、或いは官符により、或いは頼義の個人的声望によるなど、種々の要因によつて集められた東国地方の武士集團があつたこ

とになる。そこには従来からの律令制的な軍事力組織の原理も生きていたし、同時に新興武士の社会においてはたらいいたころの、私的な武力結集の原理も認められるのである。

しかしこの段階でも頼義は、その直率する武力集團を率いて京都を進発したわけではなく、また戦闘に動員したのは、東國の在地武士團であつた。その在地武士の多くは、やがて頼義やその子義家の下で、源家の譜家の従者に転化し、私的主従関係によつて結合して一個の武士團を形成するが、前九年の役は、まさにその契機をなしたにすぎない。上述の軍事力構成の類型として考えれば、追討責任者たる鎮守府將軍兼陸奥守頼義を中心に、主として地方軍の力に依存する形態と見るべきであらう。これは奥羽という辺境地帯という条件もあるが、地方軍による叛乱鎮定であつて、そこには狭義の「中央軍」が存在し、また活躍した痕跡は認められない。以上が大体十一世紀の実情であるが、これを簡単に表現すれば、この時代の政治権力が組織し得る軍事力は、「追捕使十諸国兵士」あるいは「国司軍十地方豪族軍」ということになる。

#### 四 前期院政の軍事力

十一世紀末に近く院政が成立してから、いわゆる前期院政の時代といわれる十二世紀半ばに至るまで、院を中心とする中央

政権の軍事力には、如何なる変化が見られるか、これが次の問題となる。

院政期における親衛軍及び首都警察軍については、従来からの衛府及び檢非違使がその機能を継続していたことと共に、新たに「院の侍」・「北面武士」を加えたこと周知のところである。これらについての詳論は避けるが、この親衛軍とは別に中央軍的機能を果し、主として畿外の叛乱鎮定のための追討軍として動員される武力は如何なる構成を示しているか、という点を考察しよう。まずこの時代における追討の若干例を示すと、次の如き史料がある。

〔史料四〕

a 1 『中右記』 天仁元年正月十九日条（一一〇八年）

頭為房仰云、因幡守平正盛從国申上云、為追討使今月六日罷  
向出雲、切悪人源義親首并從類五人首了、来月上旬可上落、  
a 2 『中右記』 天仁元年正月廿九日条（一一〇八年）

今日但馬守正盛隨身源義親首入落、（中略）其左右取打物、  
歩兵着甲冑者四五十人許相從、次但馬守正盛、次男降人一人  
騎馬相具、次郎等百人、郎從百人許、劍戟耀日、弓馬連  
道、（中略）義親者、（中略）依如此惡事、催近境国々兵  
士、令因幡守正盛追討之由、被下宣旨了、

b 『中右記』 天仁元年四月一日条（一一〇八年）

夜前從台嶺所下向之大衆等、昇日吉神興發向西坂下、神人

衆徒數千人群集、爰又為相禦、公家所指遣之檢非違使、并  
源氏、平氏、天下弓兵之士、武勇之輩數万人、從法成寺東  
河原及松前辺、引陣給突相守不入、玄甲連道、白刃映日、  
數十町間人馬相滿云々、

c 1 『長秋記』 元永二年十二月廿七日条（一一一九年）

今日仁和寺寬助僧正藤津庄司平清澄男直澄首入落云々、（中  
略）隨兵百人、多是西海南海名士也、（中略）依之正盛蒙  
追捕宣旨、遣郎從擲得云々、

c 2 『中右記』 元永二年十二月廿七日条（一一一九年）

今日備前守正盛、切進鎮西犯人首云々、但正盛不具、以郎  
等進、於六条末河原、檢非違使受取、

d 1 『長秋記』 保延元年四月八日条（一一三五年）

頭弁仰云、海賊事、不憚制符、弥以蜂起、依是海路濟物併  
停滯、公家不加重制、濫觴不可絶、其事可定申、（中略）  
仰云、追討使可然者、忠盛朝臣、源為義、此兩人可遣何人  
哉、諸卿多、忠盛西海有々勢之聞、被發遣尤有便歟、

d 2 『中右記』 保延元年四月八日条（一一三五年）

殿下被仰云、近日海賊競發、上下船不通、仍可追討之由、  
雖給宣旨於国司等、于今不叶、何様可行哉、人々相議可被  
申者、頭頼發語云、海賊首所々庄々住人者、被仰本所、被  
召進由可被仰者、人々同之、予申云、備前守忠盛朝臣、檢  
非違使為義等、可追討由被仰下、何事之在哉、以藏人弁資

信被奏院、仰云、遣為義者、路次国々自滅亡歟、忠盛朝臣且為備前国司可有便宜也、早可追討由被仰下忠盛朝臣可宜者、仍被下件旨宣旨了、

。『長秋記』 保延元年八月十九日条（一一三五年）

忠盛朝臣虜海賊七十人、渡檢非違使、盛道、資遠、季則、近安、元方、於河原請取三十人也、於残自閑路渡是、天下人皆見物、日高禪師為賊首、此中多是非賊、只以非忠盛家人者、号賊虜進云々、

右の中、aは平正盛による源義親追討に関する史料、bは追討史料ではなく、天仁元年四月叡山の僧兵の嘯訴に対する防衛に関する史料であるが、その防禦体制が異例なほど大規模であった事例なので、これを掲げた。また史料cは、鎮西の賊すなわち肥前藤津庄の平直澄追捕を果した平正盛に関するもの、史料dは平忠盛が西海の海賊蜂起に対する追討使に選任された事情を示しており、史料eは忠盛が海賊日高禪師以下を捕えて京都に帰った時の記事である。これらは何れも周知の史料であり、その内容についての詳述は不必要であろう。そこで、これらの史料を通覧することによって、この時代の中央発遣の軍事力の特徴を探ることとした。

まず第一に考えられることは、この時代でも受領の組織する武力が期待されていたらしい事実である。a1によると、出雲国で国家権力に叛逆し濫暴を働いた義親の追討を、平正盛が命

ぜられたのは、単にその有する武力の故ばかりでなく、彼が出雲国に近い因幡国の国守であったことをその一つの理由とする印象が残る。従来から指摘される通り、正盛の追討使任命は、白河院の格別の引級によると見られる面もある。このことは否定しないが、たまたま因幡守であった正盛なればこそ、ここに武力をあげる機会にめぐまれたとも考えられるのである。またd2に、「忠盛朝臣且為備前国司可有便宜也」とある如く、征討途次の国の受領に追討軍の組織を期待している。これらからは、辺境の軍事行動にその近隣諸国の受領の武力に国司軍を起用せんとする伝統的思考が窺われるのである。

第二に、親衛軍たるべき檢非違使や北面武士である人物が、その官職とは関係なく追討使に任命され得た事実と、すでに官職的な親衛軍組織とは別に、随時動員することの出来る武力集団が「都の武者」の統領の支配下に成立し、むしろその統領的武士が衛府の官人・檢非違使に任命されていた事実とを指適できるであろう（b及びd）。とくにbにおいて、「源氏平氏、天下弓馬之士、武勇之輩」が、檢非違使と並んで、ことさらに記載されている点は注意すべきであろう。この記事はまた「都の武者」の武力集団がかなり多数存在していたことを示している。

第三にa2では正盛が凱旋したときに率いた「郎等百人、郎従百人許」とあり、またc1には「西海南海名士」たる随兵百人が、正盛の遣した郎等に従っていること、さらにd1に忠盛

は西海において「有勢之聞」があった点に注意したい。平氏の正盛・忠盛父子は、つねに私的従者たる郎等・郎従を二百人ほど隨えて、軍事的行動をしていた事実と、その武士たちが西海・南海の在地武士たちであり、また忠盛が西国方面に勢力をもっていた情況が分るのである。

第四に、この平氏の私兵を内容として正盛・忠盛に率いられた武力集団が、追討の宣旨や院宣によって、地方の擾乱の鎮圧に随時用いられたことの意味は大きい。すなわちこの私的武力集団の長が、宣旨・院宣をうけて、この武力集団を率いて追討に従う時、それは公的軍事力となる。この段階で彼等は中央軍の機能を持ったものと考えねばならない。

以上の諸点を総合して、遅くとも鳥羽院政下の平忠盛の場合には、平氏の私兵集団すなわち平氏武士団は、中央軍としての公的軍事力として活用されるに至ったことが明らかとなる。この場合に国司としての諸國兵士の組織力も重要な要素となろうが、追討軍の主体、あるいはその中核をなすものは、常時、都にあって、棟梁たる「都の武者」に随従している武士集団、郎等・郎従の集団であった。院政期にはこうした「都の武者」が公的軍制にとりいれられるという実績ができたのである。組織的な軍事制度として、親衛軍と並置される如き、明確な官職を伴う中央軍制が出来たとさえ言えないが、事実上の中央軍体制は認められるのである。

この中央軍機能は、さらに大規模な戦いが要請される時、その「私兵軍団」単独では力不足であり、さらに「諸國兵士」・「地方豪族軍」の協力を必要とする。そのことは後の時期の、治承の内乱における平氏軍を中心とする追討使・追討軍の構造分析によって明らかにされるであろう。

## 五 都武者の武士団

中央軍的機能を付与される「都の武者」の武力集団は、たしかに新しい形式の軍事力であった。それは或る意味で時代の寵児でもあり、都の人々の驚異のまともであった。従って彼等はこの新しい武力集団が京都を進発するとき競って見物し、またその凱旋には異常なほどの熱狂を示した。従って我々は史料の上でこのような京都の人々の熱狂の様子を探り、その都の上下の反応の底に、新しい軍事力体制、すなわち国家権力を擁護すべき中央軍的機能をもつ武力集団の体制の生長を見出すことも可能なのである。

上述の平正盛の義親追討の成果について、世人はその当時から種々の疑いをもっていたことは周知のところであろう。しかし都の人々は、それにも拘わらず熱狂して正盛とその郎等たちの入京を迎えている。すなわち、

見物上下車馬夾道、凡京中男女盈滿道路、人々如狂、<sup>(9)</sup>

という状態を示したのである。

また海賊討伐から帰り、多数の賊徒を護送して入洛した忠盛の場合には、捕虜の賊を珍しがったこともあったであろうが、前掲史料4のeに見える如く、「天下人皆見物」という情況を示した。

しかし、都にこのような狂躁を現出させたのは正盛の場合を最初とするわけではない。寛治七年十月に陸奥守に任ぜられた源義綱は、この年の末、出羽国に叛いた平師妙・師季父子の追討を命ぜられ、郎等の藤別当をして師妙以下を誅伐することに成功した。そして義綱は翌嘉保元年三月師妙・師季の首級を携えて入京したが、その様子を見んものと、『中右記』の著者中御門宗忠すら二条末河原辺に車を立てて見物している。その時の義綱以下の様子は、

義綱朝臣(中略)乗黒馬額白、郎等二百人許玄甲与雲連、白刃向日耀、

といった偉容を示し、見物者たちについては、

人々走車馬遮道路、又以見物、或折車軸、或飛烏帽、已多及耽辱、

といった狂乱ぶりであったという。<sup>(10)</sup>この様子は、後の正盛の場合と全く軌を一にする。嘉保元年といえは白河院政開始後、十年たらずの頃であるが、すでに都の有力な軍事貴族は、このような私的武力集団を率いて居た。それは約半世紀後の平忠盛の

武力に代表される如き、中央軍的私兵集団の先駆形態を示していたものといえよう。

なお十二世紀における、斯くの如き形態での中央軍が、保元・平治の乱以前には、必ずしも平氏の独占するところではなかったことは言うまでもない。

上述史料四のdに見られる如く、忠盛と対抗した源為義もまた私兵集団を都に常備し、中央軍の機能を果す条件をもっていた。また久寿二年十月に、源頼賢が、大蔵館の戦で討たれた兄義賢の仇を報ぜんと、悪源太義平を攻撃するため東山道を下る途次、信濃国で院領莊園を侵すという事件を起した。この際頼賢に対する追討使を命ぜられたのは、彼の異母長兄の源義朝であった。<sup>(11)</sup>これら為義の子息らは何れも有力な私的武士団を擁し、院当局の動向一つで、中央軍的機能を發揮し得るものであったのである。

そして保元の乱の際に、鳥羽上皇・後白河天皇が、予め準備した武力、すなわち平清盛・源義朝・源義康以下が率いる单位武士団が、この場合の天皇方すなわち中央政治権力の軍事力Ⅱ中央軍の主体となっていたことは言うまでもない。彼等の武士団はまさに鳥羽院が確立した中央政権の基礎となる中央軍事力となっていたのである。

六 おわりに

以上、十世紀以後における軍事組織の形態の変化過程を見てきたが、前期院政が軌道にのったと見られる十二世紀前半頃には、親衛軍・警察軍とは別に、叛乱鎮定・追討を主任務とする中央軍の実態が、明確に存在していたといえよう。そうした中央軍の機能を果す軍事力は、既に十一世紀末頃からその実態を見せはじめ、はじめは受領の組織する国司軍の形態をとりながら、地方鎮圧軍に充てられたが、内容構成は、ほとんど受領たる軍事貴族の私的武士団の様相を示すようになった。こうして院政政権の下に中央軍の実態が成立するが、はじめはその中央軍の構成も、いくつかの武士団、すなわち「都の武者」集団ともいへべき武力集団が並列して存在し、軍事行動の際にはそれらの中から選抜されて公権が付与されるという状態であった。この武力集団は、その機能上からいえば、中央軍を構成するための傭兵集団とも呼ぶべきものであろう。

平治の乱ののち、平清盛が中央軍の機能を一手に引受ける状態となる。彼が傭兵集団を統一し、その最高統率者となつて、武士団の軍事力を集中的に統轄する立場に立ったのである。その軍事力の中核に、平氏の私的武士団が拡大しながら武威を誇ったことは勿論である。なお彼は平治の乱の約一年後、応保元

年正月には檢非違使別当となつて<sup>(12)</sup>、形式的には首都警察軍をも指揮下に入れた。

こうして強力な中央軍勢力の担い手となった清盛は、やがて院政の主権者後白河法皇の政治権力を奪うまでの権力者に成長する。すなわち清盛による治承三年十一月のクーデターは、中央軍制の独占的掌握者が敢行したところの、武力による政権奪取の行動であつたと規定し得るのである。

最後に付言するならば、親衛軍とは別に戦闘・追討を主任務とする中央軍制の確立が、中央集権的統一国家存立のための重要条件であると前提するとき、現実に中央軍制の実態が見られる十二世紀前半、すなわち院政確立期こそが、日本における完全なる集権的統一国家の成立期と見なさるべきではないかと考えられるのである。

〔註〕

- (1) 戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七号)。
- (2) 石井進「中世成立期軍制研究の一視角」(『史学雑誌』七八—一二号)、「院政期の国衙軍制」(『法制史研究』二〇号)。戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収)、「国衙軍制の研究序説」(『法制史研究』二〇号)。上横手雅敬「主従結合と鎌倉幕府」(『法制史研究』二〇号)。井上満郎「院政政権の軍事的編成」(『史林』五五—三三号)、「平安時代中央軍

制の素描」(奈良大学紀要)二号)。

- (3) 高麗の軍制については知識も乏しいが、李基白氏の『高麗兵制史研究』及び『韓国史新論』によれば、高麗の文臣貴族政権の時代、軍制が最も整備された段階で考えたと、中央軍と地方軍は別置され、その中央軍制には、王の親衛隊(鷹揚軍・龍虎軍)、警察軍(金吾衛)及び儀仗隊(千牛衛)などのほかに、首都防衛及び辺境防衛に任ずる中央軍として、左右衛・神虎衛・興威衛などが存在(員数は合計三万余)したという。また崔氏武人政権の武力組織においても親衛軍たる都房とは別個に、通常の警察及び戦闘に任ずる三別抄なる中央軍事力が整備されていた。この高麗軍制の場合は、中央軍(親衛隊・警察軍・守備防衛軍)と地方軍の制が成立していたものといえよう。但しその一國が半島で、絶えず北方からの脅威にさらされていた高麗と、四囲が海で、外敵・異民族の襲寇の可能性が少くない日本の場合とを、単純に比較することは誤りであろう。
- (4) 「諸家兵士」はいうまでもなく、貴族の武力であり、地方の所館莊園などをその供給源とする。その実態を考えれば、この時代以後、漸くその存在が顕著となるころの、いわゆる「在京武士」、「都の武者」の先駆をなすものであろう。しかし貴族が「諸家兵士」を保持する形式は、律令制の下での古代貴族の武力としての帳内・資人の系譜を引くものと解すべきであろう。

(5) この時代(十世紀後半)に、都において特別な武力保持者と認められ、「武士」「武勇之士」と呼ばれた一群の人々が存在したと、彼等は武技という一つの技能の故に、その存在価値を認められていたが、その出自は下級貴族に他ならなかったことは、殆んど定説化していると思う。大江匡房の「統本朝往生伝」(群書類従、伝

部)に「一条天皇の時代にかけて、「武士則満仲、満正、維衡、政頼、頼光」とあるが、その他にも、本文に引用した『本朝世紀』の記事に見える如く、頼親・頼信などは、父の満仲に劣らぬ「武士」と認められていた。

(6) この伊勢國における長徳の亂及びその後の長元四年の紛争については、旧著『源頼朝』(弘文堂)・『平家の群像』(塙新書)・『院政と平氏』(小学館『日本の歴史』7)などで若干論及したところであるが、最近、高橋昌明氏の論文「伊勢平氏の成立と展開」上(『日本史研究』一五七号)において、詳細な考察がなされている。

(7) 『日本紀略』天慶三年一月一日条及び同月十九日条。

(8) この藤原景通らについては、拙稿「古代末期における関東武士団」(『日本封建制成立の諸前提』所収)において考察した。

(9) 『中右記』天仁元年正月廿九日条。

(10) 同右、嘉保元年三月八日条。

(11) 『台記』久寿二年十月十三日条。

(12) 検非違使別当は二条天皇親政派の参議藤原惟方が兼ねていたが、平治の亂後の、院政派と天皇親政派とが対立する混乱した政治状態の中で、永暦元年二月に惟方は藤原経宗とともに失脚して解官される。この別当職はその後、權中納言藤原実定・權中納言藤原公光の兼官であったが、やがて応保元年正月の除目で参議平清盛の兼官となった(『公卿補任』)。清盛の検非違使別当は、後白河院及びこれと協調的立場にあった清盛自身が、はじめからその実現を希望するところであったと思われる。実定及び公光の兼官は、親政派の惟方から直接にこれを奪い取るという形を避けるための、政策的措置ではなからうか。なお清盛の検非違使別当は応保二年九月まで。